

第 1 章

計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

平成 18 年 6 月に住生活基本法が施行され、「現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等」、「良好な居住環境の形成」、「居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進」、並びに「居住の安定の確保」という基本理念にのっとり、国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定・実施することとされました。これを受けて、国においては、平成 18 年 9 月に住生活基本計画の全国計画（計画期間 10 年）が策定され、平成 21 年 3 月の一部変更後、平成 23 年 3 月、平成 28 年 3 月、令和 3 年 3 月と概ね 5 年毎に計画の見直しが行われています。

名古屋市においても、このような国の動向を踏まえながら住まい・まちづくりを進めるために、平成 23 年 3 月に名古屋市住生活基本計画を策定しました。この計画では、「えらび、まもり、つなぐ住まい・まちづくり」を目標に掲げ、これまでに築いてきた都市基盤を活かしながら、市民一人ひとりが「住生活」の主役として、豊かな感性と新たな発想で魅力あふれる元気なまちを創造していくための住まい・まちづくりの取組をまとめ、平成 28 年 12 月に計画の見直しを行い、各種施策を展開してきました。

この間、名古屋市では、名古屋市総合計画 2023 を令和元年 10 月に策定し、人口減少社会の到来やリニア中央新幹線の開業といった大きな転換期を見据え、新しい時代にふさわしい豊かな未来を創り、世界に冠たる「NAGOYA」となるため、「子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます」「みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます」「災害から命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します」「強い経済力を基盤に、にぎわいと新たな価値を創出し、環境と調和した都市機能を強化します」という重点戦略を掲げるとともに、その推進に際して、多様な主体と連携しながら市民本位・地域主体の市政運営、人口減少社会における安定した経営基盤の確立をめざした、持続可能な行財政運営に取り組むこととしました。

こうした名古屋市の長期的なまちづくりの方向性が示された中、少子高齢化のさらなる進展や空き家の増加など、住生活を取りまく社会経済情勢の変化も踏まえながら、住まい・まちづくりを進めていく必要があります。

1-2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ・他計画との関係

住生活とは、それぞれの住宅での暮らしから、その周辺環境や交通、福祉などの生活サービスの提供まで幅広くとらえることができます。このような広範な住生活全般にわたり、その質を向上させていくためには、幅広い分野での取組が必要となります。

名古屋市住生活基本計画は、名古屋市基本構想のもとに策定された市総合計画を踏まえて、都市計画、環境、福祉、防災・防犯など、関連する施策分野との連携を図りつつ、住生活の質の向上に対して、「住まい・まちづくり」を中心とした切り口から取り組む長期計画として位置づけられます。

また、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）や愛知県住生活基本計画の方向性を踏まえ、市民、住宅関連事業者、各種団体・NPO等、名古屋市など住まい・まちづくりを担う各推進主体が協働して築き上げる住まい・まちづくりの方向性を提示するものです。

そしてこの住生活基本計画のなかで、名古屋市が特に重点的に取り組む分野においては、「名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」、「名古屋市マンション管理適正化推進計画」という3つの重点計画を定め、積極的な取組を進めていきます。

名古屋市基本構想

市総合計画

都市計画

名古屋市都市計画マスタープラン 2030
なごや集約連携型まちづくりプラン

名古屋市住生活基本計画

重点計画

名古屋市住宅確保
要配慮者賃貸住宅
供給促進計画

名古屋市営住宅等
アセットマネジメント
実施方針

名古屋市
マンション管理
適正化推進計画

安心・安全

名古屋市地域防災計画
名古屋市災害対策実施計画
名古屋市地域強靱化計画
名古屋市建築物耐震改修促進計画 2030

福祉

なごやか地域福祉 2020
はつらつ長寿プランなごや 2023
名古屋市障害者基本計画/名古屋市障害福祉計画
なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024
名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画
名古屋市多文化共生推進プラン

環境

低炭素都市 2050 なごや戦略
生物多様性 2050 なごや戦略
水の環復活 2050 なごや戦略
名古屋市みどりの基本計画 2030

（２）持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた計画の推進

本計画では、名古屋市総合計画と同様に、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）の理念を踏まえ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって、SDGs を重要な目標として計画の推進に取り組みます。

SDGs で掲げられている、「住み続けられるまちづくり」等、相互に密接に関連した 17 の目標と 169 のターゲットを踏まえ、既存住宅ストックの適切な維持管理の支援、住宅の長寿命化や環境負荷の低減等を推進することで、住まい・まちづくりの観点からも SDGs の理念の達成に向けた取組を進めます。

1-3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。なお、本計画は、今後の計画の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて、概ね5年後を目安に見直しを行うものとしています。

1-4 計画の見直しのポイント

名古屋市住生活基本計画の見直しにあたっては、名古屋市住宅施策あり方検討懇談会を計5回開催し、住まい・まちづくりの方向性や施策の進捗状況、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえた住まい・まちづくりをとりまく現状と課題を確認するとともに、多様化する市民の居住ニーズに対応するための今後10年間の施策の方向性について、有識者の意見を伺いました。

見直し後の具体的な施策の方向性、施策展開については第3章以降に記載していますが、今回の見直しのポイントは次のとおりです。

見直しのポイント

以下の重点的な取り組みを進める3つの分野について、それぞれの目標や施策等を具体的に取りまとめ、本計画の重点計画として位置づけ

- 1 適切な住まいを自力で確保することが困難な世帯の居住の安定確保を図るため、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保や居住支援の取組の充実
- 2 名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針に基づき、既存の市営住宅等ストックの長寿命化や持続可能で安定的な管理運営の推進
- 3 分譲マンションの管理適正化の促進や高経年マンションの再生の円滑化に向けた取組の充実

